

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

延岡市長 三浦 久知

| | |
|-------------------|----------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 延岡市 (45203) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 板上・板下 (板上集落、板下集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年8月28日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本集落は五ヶ瀬川支流の曾木川中上流域に位置し、農地は不整形で小規模なものが多い。このため営農条件は良くなく、集約化が困難である。
- ・農業者の高齢化も進んでおり、次世代の若い農業者が少ない。
- ・集落内の農地の大部分にワイヤーメッシュ柵を設置しているが、イノシシ、シカの被害は生じている。またアナグマ等の小型動物の被害も多い。
- ・大型囲いわなを設置し、サルを捕獲しているが、サルの被害は依然として生じており対策に悩まされている。(板下)

【地域の基礎的データ】

農業者:61人 主な作物:水稻、露地野菜、ぶどう、ほおずき

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、露地野菜を主体とした営農を継続しつつ、農地の集約化を進める。さらに農作業の効率化を図るために、スマート農業を推進する。
- ・集落の農業を守っていくため、集落内外から農地を利用する者を確保し、集落と担い手が一体となって農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 28.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 28.8 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・基本的に農振農用地区域内及びその農業上の利用が行われる区域とし、その区域と林地等との間にある農地は農業上の利用以外に保全・管理も検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・地域内の農業者を担う者を中心に農地中間管理機構を活用して、話し合いの結果をもとに集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・担い手の経営意向を踏まえ、農地利用最適化推進員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・基盤整備事業の活用にあたっては、地元負担が少なく抑えられるよう行政や関係機関と協議する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・経営規模の小さな農家であっても、農業を継続する意思のある農家については、関係機関等一体となって営農支援を行う。

- ・地元農業者の技術支援協力の下、新規就農者の受け入れを積極的に支援する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・高齢化により(株)延岡スカイサービス等による無人ヘリ防除の必要性はさらに高くなっていくため、今後も積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①水稻については集落のほぼ全域にわたってワイヤーメッシュ柵を設置しているが、イノシシ、シカ、さらにサルの被害が発生している。集落ぐるみによる柵の点検を定期的に行っていく。今後新たな設置が必要となった場合は関係機関と十分な協議を行う。捕獲についても有害捕獲班と連携し、迅速な捕獲を進める。また、現在板下(板ヶ平)に設置している大型サル囲いわなによる捕獲を今後も継続し、有害鳥獣捕獲指導員と連携してサルの捕獲を強化する。

③中山間地域に適応したスマート農業の推進(農地維持型)を図る。

⑦新たな遊休農地の発生を防ぎ、農地の多面的機能が発揮されるよう適切に管理する。またやむを得ず遊休農地となった農地については除草を行うなど適切な管理を行い、鳥獣緩衝帯としての粗放的土地利用を図る。

⑦農業用水路や農道など地域資源を維持管理する共同行動を継続して行っていく。